

国民年金の保険料は 納付期限までに納めましょう

※ 国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。
翌月末日が金融機関の非営業日の場合はその翌日が納付期限になります。

平成19年度の国民年金保険料は月額 **14,100円** です

前納するととってもお得!口座振替による前納は、さらにお得です!

【平成19年度】	1カ月	6カ月	1年
現金支払(月々) 口座振替(翌月末振替)	14,100円	84,600円	169,200円
現金支払(前納) 【割引額】	—	83,910円 【690円】	166,200円 【3,000円】
口座振替(前納) 【割引額】	14,050円 【50円】	83,640円 【960円】	165,650円 【3,550円】



窓口

《お申し込みに際して》

- 口座振替の新規お申し込みや振替方法の変更は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受け付けています。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書であらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また金融機関届出印の押印が必要です。

※1年前納の引き落としは毎年4月末日ですが、休日の場合は翌営業日になります。(平成19年度は5月1日です)

※納付書で前納する場合

納付書で前納を希望する人は、毎年4月上旬に送付される国民年金保険料納付案内書につづらられている前納用納付書で納付期限内に納付をお願いします。

また、年度途中の場合でも、申し込みする月から翌年の3月まで、まとめて支払うことができます。希望する人はお早めに社会保険事務所までご連絡ください。(割引額については、申し込みする月によって異なります。)

問い合わせ先 熊本西社会保険事務所 国民年金課 ☎355-3261

合志庁舎

引き続き
窓口業務時間を
延長します

昨年10月から実施していました市民課・税務課の証明業務等の時間延長の利用者数は、試行期間中1日平均7~8人でした。今後もある一定の利用者が見込まれるため、窓口業務の時間延長を4月から本格的に実施します。(業務延長実施は合志庁舎のみです。)どうぞご利用ください。

取扱業務

市民課	税務課
住民票の写し交付 住民票記載事項証明書交付 印鑑登録業務 印鑑登録証明書交付 戸籍謄本・抄本交付 戸籍の附票の写し交付 身分証明書交付	納税証明 課税証明 所得証明 評価証明 公課証明 資産証明 名寄帳証明 市税の納税・収納

問い合わせ先 (合志庁舎) 市民課 ☎248-1113
税務課 ☎248-1114

4月から毎週水曜日
午後7時30分まで
延長して業務を行ないます
(祝日を除く)

70歳未満の人が入院したときの 窓口での医療費負担が軽減されます

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金係(西合志庁舎) ☎242-1183

4月1日から、70歳未満の人が入院したときの医療機関への窓口の支払いは、申請して認められると自己負担限度額までとなります。

国民健康保険税を滞納している人、または「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示しなかった人は、これまでどおり窓口で医療費の3割(3歳未満は2割)を全額自己負担します。

自己負担限度額は所得区分により異なりますので、「限度額適用認定証」を申請し、医療機

関の窓口で提示してください。

限度額適用認定証を申請するときは、国民健康保険証と印鑑をご持参ください。

※この制度はいったん医療機関に医療費を支払い、その後市役所へ高額療養費の請求をして払い戻しを受ける手間を省略するためのものです。

自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円